

定款施行規則

一般社団法人

長崎県作業療法士会

<http://nagasaki-ot.com/>

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この施行規則は、一般社団法人長崎県作業療法士会（以下「本会」とする）定款を受け、本会事業の円滑なる運営を図ることを目的とする。

(会 章)

第2条 本会の会章を、別図1の通り定める。

第2章 会 員

(入 会)

第3条 定款第7条第1項に規定する正会員になろうとする者の入会申込書の書式は、別記1号様式の通りとする。

2. 定款第7条第2項に規定する賛助会員になろうとする団体又は個人は、別記2号様式を用いて入会を申し込む。

(正会員の入会金及び会費)

第4条 定款第8条第1項に規定する正会員の入会金は、2,000円とする。

2. 定款第8条第1項に規定する会費は、正会員にあっては年額7,000円とする。

3. 会員の入会金及び会費の変更は、社員総会の議決によらなければならない。

4. 会費の納入日及び納入方法については、別に定める。

5. (適用年度に関する文言削除)

(賛助会員の会費及び特典)

第5条 賛助会員の会費及び特典は、別に定める賛助会員規程によるものとする。

(会員証)

第6条 会長は入会を承認し、当該年度の会費を納入した正会員に対し会員証を交付する。

2. 会員証は、年会費を納入した正会員に対し毎年交付し、有効期限は当該事業年度内とする。

3. 会員証は、日本作業療法士協会会員証に貼付する。貼付場所は、別図2の通りとする。

(会員情報データベース・名簿)

第7条 会員は、氏名、勤務先、住所などに変更があったときには、別記3号様式を用いて、遅滞なく会長に届け出なくてはならない。

2. 本会は会員情報データベースを作成し、会員の異動がある毎にこれを訂正する。

3. 本会は年1回、会員名簿を作成し、会員に配付する。

(退 会)

第8条 定款第9条に規定する正会員の退会届は、別記3号様式の通りとする。

2. 定款第9条に規定する賛助会員は、別記2号様式を用いて退会を届け出る。

第3章 選 挙

(選挙管理委員会の設置)

第9条 定款第14条に規定する役員選任に係る選挙を行うため、選挙管理委員会を置く。

(選挙管理委員会の構成)

第10条 選挙管理委員会は、理事以外の2名以上で構成する。

(選挙公示と立候補の締め切り)

- 第11条 選挙管理委員会は、投票日の50日以前に選挙期日、選挙すべき役員の定員数及び立候補の受付期間を公示し立候補を受付ける。立候補の締切日は、投票日の40日前とする。
2. 郵送による立候補の届出は、締切日までの消印があるものを有効とする。

(立候補の届出・推薦)

- 第12条 会長、副会長、理事及び監事の選挙に立候補しようとする正会員は、文書でその旨を選挙管理委員長に届け出なければならない。
2. 推薦による立候補は、3名以上の推薦人を必要とする。
 3. 立候補者が定員に満たないときは、理事会は定員と同数の候補者を推薦する。
 4. 第2～3項の場合、本人の同意を得て代表の者が文書で届け出る。
 5. 第1～4項に規定した文書は、別記4号様式を用いて作成する。

(立候補に伴う選挙管理委員の退任と補充)

- 第13条 選挙管理委員が立候補したときは、委員の資格を失う。この場合は欠員を補充しなければならない。

(選挙運動)

- 第14条 選挙運動は、次の通りとする。
- (1) 選挙管理委員会は、候補者の氏名、意見などを掲載した選挙公報を1回発行する。
 - (2) 選挙公報は、本会ホームページ及び会員用メーリングリストを用いる。
 - (3) 候補者及び推薦人代表が、選挙公報に氏名、意見などの掲載を希望するときは、その掲載文を文書で選挙管理委員会に申請しなければならない。
 - (4) 会長選挙は、候補者又は推薦人が社員総会で演説を行うことができる。

(選挙方法)

- 第15条 選挙は、社員総会において出席正会員の直接無記名投票により行う。

(投票用紙の書式)

- 第16条 投票用紙は、選挙管理委員会指定のものとする。

(投票の様式)

- 第17条 役員の選挙と投票の様式は次の通りとする。
- ・ 会長 1名記号式投票
 - ・ 副会長 2名記号式投票
 - ・ 理事 10名記号式投票
 - ・ 監事 2名記号式投票

(開票立会人)

- 第18条 投票開始及び開票に際し、立会人を置く。立会人は、選挙管理委員長が指名する。

(有効投票)

- 第19条 有効投票数は、投票総数の3分の2以上なくてはならない。

(無効投票)

- 第20条 次の投票は、無効とする。
- (1) 白票（誰にも投票しない）
 - (2) 第17条に規定する数を越える記号を記載したもの
 - (3) 不正な手段を用いて投票したもの

(役員当選人の確定)

- 第21条 会長選挙は有効投票の過半数に達した者を当選人とし、達しない場合は上位2名で再度投票を行う。
2. 複数記号式投票の場合は、得票数の多い者より順次当選人を決める。

3. 得票数が同じときは、総会においてくじで定める。
4. 定款第14条に係る役員の選任は、確定された役員当選人についてこれを行う。

(無投票当選)

第22条 役員候補者数が定員と一致した場合は、無投票当選とする。

(選挙管理運営規程)

第23条 選挙業務の円滑な運営と管理を行うために、選挙管理運営規程を別に定める。

第4章 会務運営

(事務局及び局、地区担当の設置)

第24条 会務処理のため事務局の他に各局及び地区担当を置き、本会組織は、別図3の通りとする。

2. 各局及び地区担当は、理事の中から会長が任命し、局長及び地区担当理事となる。部長及び部員は、局長又は地区担当理事の推薦を得て会長が任命する。
3. 部長は、局長又は地区担当理事にかわり理事会に出席することができる。

(会務の分掌)

第25条 会務を司る各局及び地区担当は、次の通りとする。

事務局 学術局 教育局 事業局 広報局
地区担当 (長崎地区、県北地区、県央・県南地区、離島地区)

(分掌事項)

第26条 各局及び地区担当の分掌事項は、おおむね次の通りとする。

事務局

- (1) 会員情報及び動向に関すること
- (2) 内外の公文書及び来信、儀礼交際に関すること
- (3) 刊行物などの発送と保管に関すること
- (4) 協会、他団体との連絡調整に関すること
- (5) 会議案内、運営、接待に関すること
- (6) 財務全般に関すること
- (7) その他各局、地区に属さないこと

学術局

- (1) 作業療法の学術的発展のための企画、運営に関すること
- (2) 会員の学術、技能の向上に関すること
- (3) その他学術に関すること

教育局

- (1) 生涯教育制度の運用に関すること
- (2) その他生涯教育に関すること

事業局

- (1) 作業療法の普及、発展を目的とした事業実施に関すること
- (2) 地域社会の健康、保健、福祉、医療活動に関する事業協力に関すること
- (3) その他事業に関すること

広報局

- (1) 作業療法及び本会の宣伝、広報活動に関すること
- (2) 会員への広報活動に関すること
- (3) その他広報に関すること

地区担当

- (1) 各地区での本会活動に関すること
- (2) 各地区での会員間の交流、情報交換などに関すること
- (3) その他各地区に関すること

(委員会・窓口の設置)

- 第27条 本会の会務運営にあたり委員会及び窓口を置くことができる。
2. 委員会は、常設委員会、特設委員会の2種とする。
 3. 委員長及び窓口担当は、理事会の承認を得て会長が委嘱し、委員は委員長の推薦に基づき会長が委嘱する。
 4. 委員会は2名以上で構成し、窓口は理事を代表とした2名以内で構成する。
 5. 委員長及び窓口担当、委員の任期は、定款第17条に準じ再任を妨げない。但し、理事会において別に定めた場合はこの限りではない。

(委員会・窓口の種類)

- 第28条 常設委員会及び窓口担当は、本会業務の基本事項について審議、又は審議と執行を担当する。
2. 常設委員会及び窓口の種類及び分掌事項は、おおむね次の通りとする。
 - (1) 選挙管理委員会
 - ・ 役員の選挙に関すること
 - (2) 倫理担当窓口
 - ・ 会員の倫理問題及び倫理向上に関すること
 - (3) 規約担当窓口
 - ・ 本会の定款及び各規程、手引などに関すること
 3. 特設委員会は、会長の委託を受け特定事項の審議、又は審議と執行を担当する。
 4. 会長は特設委員会設置にあたり、任務の内容と期限を明示する。
 5. 委員長は、審議の結果を会長に報告する。
 6. 委員長は、理事会に出席し意見を述べることができる。

(部署の設置・変更)

- 第29条 会務運営に必要な部署の設置及び変更は、理事会で決定することができる。

(会務運営の諸規程)

- 第30条 会務の円滑な運営と管理を行うため、会務運営に関する諸規程について、別に定めるものとする。

第5章 会 議

(理事会)

- 第31条 理事会は、次期定時社員総会までの会務を執行する。
2. 理事会は、会長、副会長、理事で構成される。
 3. 監事、各局長及び地区担当理事にかかわる部長、委員会委員長、学会長は、理事会に参加し意見を述べることができる。
 4. 正会員は、会長が必要と認めた場合に限り出席することができる。

(書面等による会議)

- 第32条 理事会を開催してその議決を経る時間的余裕がない場合、書面などにより議決を行うことができる。

(専決事項の処理)

- 第33条 事項が緊急を要し、社員総会、理事会を開催してその議決を経る時間的余裕がない場合、会長が専決処理をすることができる。
2. 専決事項は、次の会議に報告し、承認を求めなければならない。
 3. 前項の承認の是非を問わず、すでに実施された事項は覆すことはできない。

(運営規程)

- 第34条 会議の運営を円滑に行うため、別に社員総会及び理事会に関する諸規程を定める。

第6章 学 会

(学会長の選任)

第35条 定款第46条第2項に基づく学会長の選任は、原則として担当する年度の1年以前に行う。

(学会長の権限)

第36条 学会長は、会員の中から学会運営に必要な委員を委嘱し、その業務を総括する。

2. 学会長は、学会の企画、運営について会長及び理事会と連絡をとる。
3. 学会長は、必要に応じて理事会に出席し意見を述べることができる。
4. 学会長は、演題採否決定の権限を有する。
5. 学会長は、その他学会に関する最終決定権を有する。

(予算及び決算、会計処理)

第37条 学会の予算及び決算、会計処理は、本会の会計に関する諸規程に則り行う。

(学会運営規程)

第38条 学会運営を円滑に行うために、別に学会運営規程を定める。

第7章 施行規則の変更

(規則の変更)

第39条 この施行規則は、理事会の議決がなければ変更できない。(試行期間に関する文言削除)

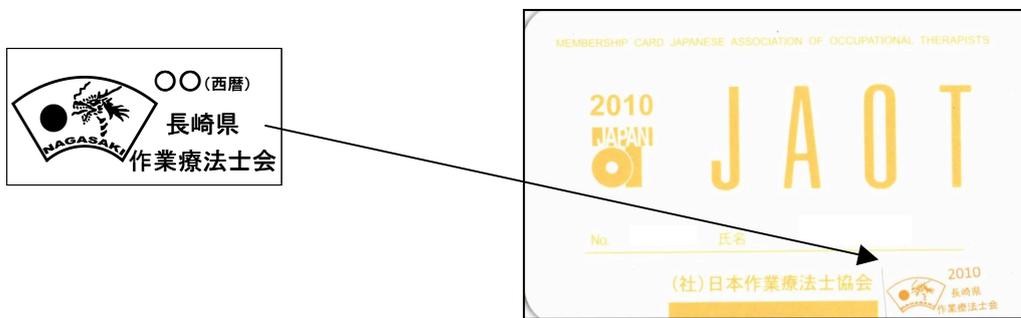
附 則

- ・平成23年6月1日 本規程の試行(平成24年3月31日まで)
- ・平成24年4月1日より施行
- ・平成26年3月1日 一部修正(第14条2項 FAX通信廃止に伴う文言修正)

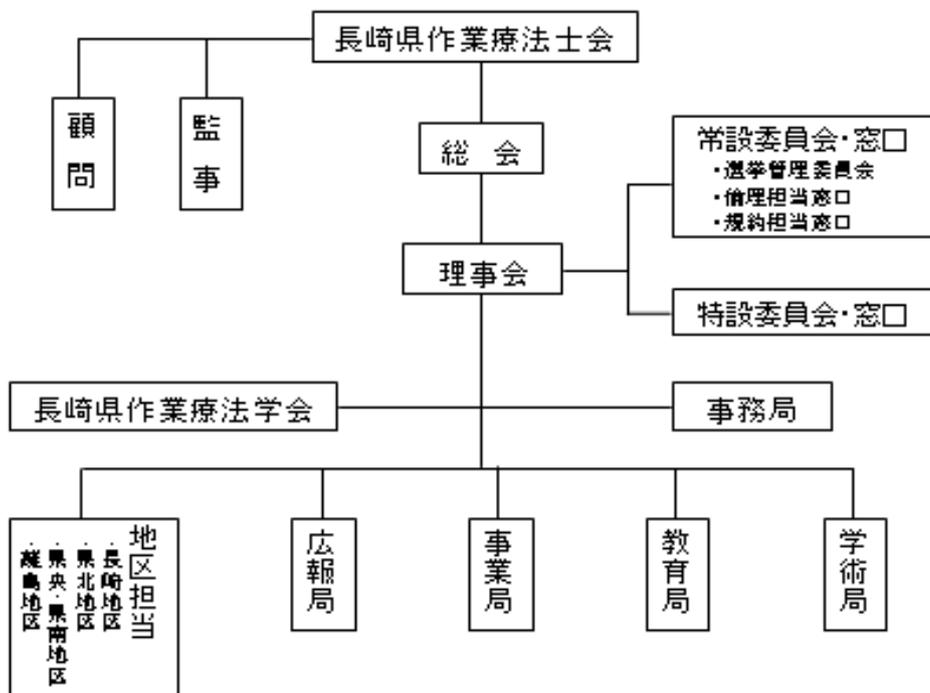
別図1 (会章)



別図2 (会員証と貼付場所)



別図3 (組織図)



別記1号様式（正会員入会届出書）

長崎県作業療法士会
入会届出書

一般社団法人長崎県作業療法士会
会 長 沖 英 一 様

私は、長崎県作業療法士会へ入会を申し込み致します。

平成____年____月____日

フリガナ
氏 名 _____ 印 (男・女)

勤務先名 _____

部署名 _____

勤務先住所 〒 _____

勤務先対象領域
身体障害 精神障害 発達障害 老年期障害 行政 養成校 その他

勤務先 TEL _____ FAX _____

自宅住所 〒 _____

連絡先（自宅・携帯）
E-mail : _____

免許番号 _____ 協会会員番号 _____

個人情報の取り扱いについて
上記の個人情報は、本会が規定する個人情報保護規程に則り取り扱い、本会からの各種連絡、情報提供以外の目的に使用することはありません。なお、個人および所属の個人情報につきましては、本会発行の会員名簿に掲載させて頂くことをご了承ください。
※自宅会員の住所は掲載されません。

一般社団法人長崎県作業療法士会

別記2号様式（賛助会員届出書）

長崎県作業療法士会
賛助会員届出書

一般社団法人長崎県作業療法士会
会 長 _____ 様

私は、長崎県作業療法士会に（入会・退会）したく、届出書を提出致します。

年 月 日 氏名又は法人名 _____ 印

(ふりがな)

1. 氏名又は法人名 _____

2. (法人の場合)
(ふりがな)
法人代表者名 _____

現住所または所在地
〒 _____

連絡先
TEL _____ FAX _____
E-mail _____

3. (個人の場合)
勤務先名称 _____ 職業 _____

勤務先住所
〒 _____

連絡先
TEL _____ FAX _____
E-mail _____

4. (退会の場合)
退会理由

別記3号様式 (会員情報変更届出書)

長崎県作業療法士会
会員情報変更届出書

提出日：____年____月____日
変更日：____年____月____日

フリガナ
氏名 _____ 協会員番号 _____

変更項目	変更内容
該当項目に○	該当欄のみ記入
[所属変更] 県内移動	転入前の士会名： _____ 転出先の士会名： _____
	新勤務先名： _____ 自宅会員は「自宅会員」と明記
	新勤務先所在地：〒 _____
	新勤務先所属部署： _____
県外から転入	新勤務先所属部署： _____
	新勤務先対象領域： _____ 「身体障害」「精神障害」「発達障害」「老年期障害」「行政」「養成校」その他から選択
県外へ転出	TEL _____ FAX _____
	異動（変更）前勤務先名： _____
[個人情報変更] 氏名変更	フリガナ 旧 姓 _____ フリガナ 改 姓 _____
	自宅住所：〒 _____
	連絡先（自宅・携帯） _____
	E-mail _____
今年度会費払込証明書貼付欄 （前所属士会会費領収証、会員証等） ※他県士会より転入の際に貼付してください	
<p style="font-size: small;">個人情報の取り扱いについて 上記の個人情報は、本会が規定する個人情報保護規則に則り取り扱い、本会からの各種連絡・情報提供以外の目的に使用することはありません。なお、個人名および所属の個人情報につきましては、本会発行の会員名簿に掲載させて頂くことをご了承ください。 ※自宅会員の住所は掲載されません。</p> <p style="text-align: right; font-size: x-small;">一般社団法人長崎県作業療法士会</p>	

別記4号様式 (選挙候補者届出書)

長崎県作業療法士会
選挙候補者届出書

一般社団法人長崎県作業療法士会 選挙管理委員会
委員長 _____ 殿

役 職	会 長 ・ 副 会 長 ・ 理 事 ・ 監 事
方 法	立 候 補 ・ 推 薦 ・ 理 事 会 推 薦
氏 名	性 別 男 ・ 女
勤務先施設名	
勤務先所在地	

上記のとおり届け出をします

平成 ____年 ____月 ____日

氏 名 _____ 印 本 人 ・ 推 薦 人 代 表
施設名 _____

推薦人氏名 _____ 印
施設名 _____

推薦人氏名 _____ 印
施設名 _____

上記推薦による候補者になることを承諾します

平成 ____年 ____月 ____日

氏 名 _____ 印